

研究・学術情報本部総合情報処理センター利用細則

(平成25年島大細則第15号)

(平成25年6月7日制定)

[令和3年3月29日最終改正]

(趣旨)

第1条 この細則は、研究・学術情報本部総合情報処理センター規程（平成25年島大規則第37号。以下「センター規程」という。）第11条の規定に基づき、島根大学研究・学術情報本部総合情報処理センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 センターは、教育及び研究その他の必要と認められる業務に限り利用することができる。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の職員及び学生
- 二 その他学研究・学術情報本部総合情報処理センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、所定の総合情報処理センター利用申請書（以下「利用申請書」という。）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請を承認したときは、所定の総合情報処理センター利用承認書により、利用者番号（以下「利用者ID」という。）を付して申請者に通知するものとする。

3 前項の利用者IDの有効期間は、センター長が別に定める。

(変更の承認)

第5条 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）が利用申請書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて利用申請書をセンター長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(教育のための利用)

第6条 情報処理教育を行うためにセンターを利用しようとする者は、あらかじめ所定の情報処理教育利用計画表をセンター長に提出しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第7条 利用者は、利用者IDをその目的以外に利用し、又は他人に利用させてはならない。

(パスワード秘匿義務)

第8条 利用者は、利用者IDに対応するパスワードを他人に漏らしてはならない。

(利用時間等)

第9条 センターを利用することができる日は、原則として次の各号に掲げる日を除く日とする。

- 一 土曜日及び日曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - 三 12月28日から翌年の1月4日まで
 - 四 その他機械点検、年度更新処理等のためセンター長が必要と認めた日
- 2 センターの利用時間は、原則として次の各号に掲げる時間とする。
- 一 授業のある期間の平日にあつては、8時15分から21時30分とする。
 - 二 授業のない期間の平日にあつては、8時15分から18時15分とする。
- 3 センター長が必要と認めた場合は、前2項に定める日及び時間以外に利用することができる。

（利用の方法）

第10条 センターの利用は、センター職員の指示に従って行わなければならない。

（利用の報告）

第11条 利用者は、センターの利用を終了し、又は中止したときは、速やかにセンター長に報告しなければならない。

- 2 センター長は、必要に応じて、利用者に対しセンターの利用に係る事項について報告を求めることができる。

（利用の取消し等）

第12条 利用者がこの細則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を与えたときは、センター長は、利用の承認を取消し、又は一定期間利用を停止させることができる。

（分室の利用）

第13条 分室を利用するために必要な事項は、センター規程第8条に規定するセンター運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て、センター長が別に定める。

（雑則）

第14条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成25年6月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行日以前に島根大学総合情報処理センター利用規則（平成16年島大規則第132号）に基づき行われた利用（変更）申請、及び、その承認については、この細則に基づきなされたものとする。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日一部改正）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。